# 死亡野鳥を発見したら

- ○<u>死亡した野鳥は素手で触らないで下さい。</u> 野生の鳥は、体内や羽毛などに細菌や寄生虫などの病原 体をもっていることがあります。
- 〇<u>同じ場所でたくさんの鳥が死亡していたら</u> お近くの京都府丹後広域振興局や市町役場に ご連絡ください。

鳥の種類や状況によっては、1羽でも鳥インフルエンザ の検査を行います。

- <野鳥は様々な原因で死亡します>

  野生の鳥は、餌が採れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられず死んでしまうこともあります。野鳥が死んでいても、鳥インフルエンザを直ちに疑う必要はありません。

### 異常発見時の連絡先

京都府 丹後広域振興局 農林商工部 企画調整室 地域戦略担当 電話 0772-62-4315

 宮津市 農林水産課
 0772-45-1626 (直通)

 京丹後市 農林整備課
 0772-69-0430 (直通)

伊根町 地域整備課 0772-32-0505 (直通)

与謝野町 農林課 0772-43-9023 (直通)

## ①振興局が引き取り検査をしない鳥(スズメ、ハト、カラス、小 鳥等)







ハシブトガラス その他小鳥

目安としてハトより小さな鳥は原則として引き取りません。 (5羽以上まとまって死んでいた場合を除く) ゴミとして処分して下さい。

### 21羽でも死んでいたら、振興局が引き取り検査をする鳥











カイツブリ

カンムリカイツブリ

ユリカモメ

コハクチョウ

ヒドリガモ











オシドリ

キンクロハジロ

ハヤブサ コブハクチョウ

など全17種

## ③同じ場所で2羽以上死んでいたら、振興局が引き取り検査をする鳥











マガモ

オナガガモ

ホシハジロ

トモエガモ

スズガモ











オオバン

フクロウ

ノスリ など全11種

※上記以外の種類は5羽以上の場合のみ。 状況等によっては引き取り検査をしない場合もあります。